

学術情報流通推進委員会規程

〔平成31年4月1日〕
制 定

(設置)

第1条 国立情報学研究所に学術情報流通推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 学術情報流通の促進に係る事項について関係する機関等と連携し、調整を行うことによって、学術情報の公開や利活用に向けた国内外の活動を促進することを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 前条の目的に係る全体計画の策定及び実施に関すること。
- 二 その他委員会の活動に係る重要事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 研究教育職員 若干人
- 二 大学図書館の関係者 若干人
- 三 学会の関係者 若干人
- 四 その他所長が必要と認めた者

2 委員は、所長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とする。また、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第1項第4号の委員の任期は、委員会がその都度定める。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1号の委員から所長が指名する。

- 2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学術基盤推進部学術コンテンツ課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 国際学術情報流通基盤整備事業運営委員会規程(平成18年8月3日制定)は、廃止する。